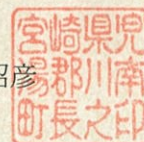


川南町告示第137号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により景観計画を定めたので、同法第9条第6項の規定により下記のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 9 月 1 日

川南町長 日高 昭彦



記

- 1 景観計画の名称
川南町景観計画
- 2 景観計画を定める土地の区域
川南町全域
- 3 効力の発生する日
令和2年10月1日
- 4 縦覧場所
宮崎県児湯郡川南町大字川南13680番地1
川南町役場 建設課 都市建設係